

平成 30 年 10 月 24 日

公益社団法人 大阪府柔道整復師会
療養費適正化理念に係る進捗状況について

療養費適正化特別対策班

理念 1 大阪府柔道整復師会会員は、柔道整復業にあたって営利を目的としない。

状況：療養費請求額の上位 4%の施術所の中から申請内容を精査し、抽出された重点確認施術所について、その申請内容の確認作業を実施しています。

理念 2 負傷の徴候の認められない患者への医科受診指導を促進する。

状況：健康被害を無くすための医科受診指導を促進するという理念のもと、平成 28 年 11 月より、合計件数、比率と共に「転医件数」も公開することとしました。また、協力指導病院の了承のもと、医師への「診察依頼書」の様式を作成し、本会 HP に掲載しています。

報告：①平成 28 年 3 月から 10 月までの施術分の初検料のみの申請書件数は 608 件で、全体の 0.05%でした。
②平成 28 年 11 月から平成 29 年 1 月までの申請書件数は 816 件で、全体の 0.20% でした。
③平成 29 年 2 月から平成 29 年 3 月までの申請書件数は 560 件で、全体の 0.21% でした。
④平成 29 年 4 月から平成 29 年 11 月までの申請書件数は 2,347 件で全体の 0.23% でした。
⑤平成 29 年 12 月から平成 30 年 1 月までの申請書件数は 505 件で全体の 0.21% でした。
⑥平成 30 年 2 月から平成 30 年 9 月までの申請書件数は 1,950 件で全体の 0.21% でした。

※別表については[こちら](#)をご覧ください。

理念 3 療養費の不正請求排除に向け、療養費適正化特別対策班を設置する。

状況：平成 28 年 7 月、「療養費適正化特別対策班規程」を策定し、構成員を委嘱するとともに、療養費の適正化に向け会員への指導、改善に努めています。

理念4 違法広告に関する指導を強化し、監督官庁への通報制度を設ける。

状況：先ず、本会役員、委員に対して自主改善を求める通知を行い、各施術所の看板画像の提出を求めました。適正でない看板については、修正後の画像も提出してもらい適正であることを確認しました。

各種保険取扱の表現についても医療保険・健康保険取扱（骨折、脱臼については医師の同意が必要の旨）等へ修正を、また、交通事故専門や民間療法等の記載は削除してもらいました。

新入会会員には入会前に看板画像の提出を求め、適正な看板となるよう指導しています。

報告：①平成30年2月から平成30年7月までに相談窓口へ寄せられた違法広告に関する情報等については、当会の意見を付し、大阪府の保健医療企画課に49件の情報提供を行いました。

②平成30年8月31日に大阪市の保健医療対策課へ訪問しました。

③大阪市・堺市の保健所より、本会会員2名の施術所看板について指摘がありました。本会指導のもと修正し、各保健所より適正であるとの確認を得ました。

理念5 往療料の適正な算定基準について会員に指導する。

状況：本会会員に対し、適正な往療料の支給要件について周知および指導しています。

その他

①平成30年2月から平成30年9月までに府内6ブロック（全18ブロック）で本会会員に対し、理念全般に関する研修会を開催し、149人参加しました。

②適正化理念及び受領委任の取り扱いに関する会員からの問い合わせは、平成30年2月から平成30年9月までの間に延べ1,931件ありました。